

第1章 はじめに

1. 計画策定の目的

本市では、平成 21 年に「防府市生活交通活性化計画」を、平成 26 年に「第二次防府市生活交通活性化計画」を策定し、市民、交通事業者、行政が連携して、路線バスをはじめとする生活交通の活性化に関する様々な取組を進めてきました。

しかしながら、人口減少や少子高齢化、自家用車に依存した生活スタイルの定着など、公共交通を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、公共交通の利用者は依然として減少傾向にあります。

一方で、高齢者をはじめとする、自らの移動手段を持たない人にとって、公共交通は日常生活を支える大切な交通手段であり、今後さらなる高齢化の進行にともない、ますますその必要性は高まっていくものと考えられます。

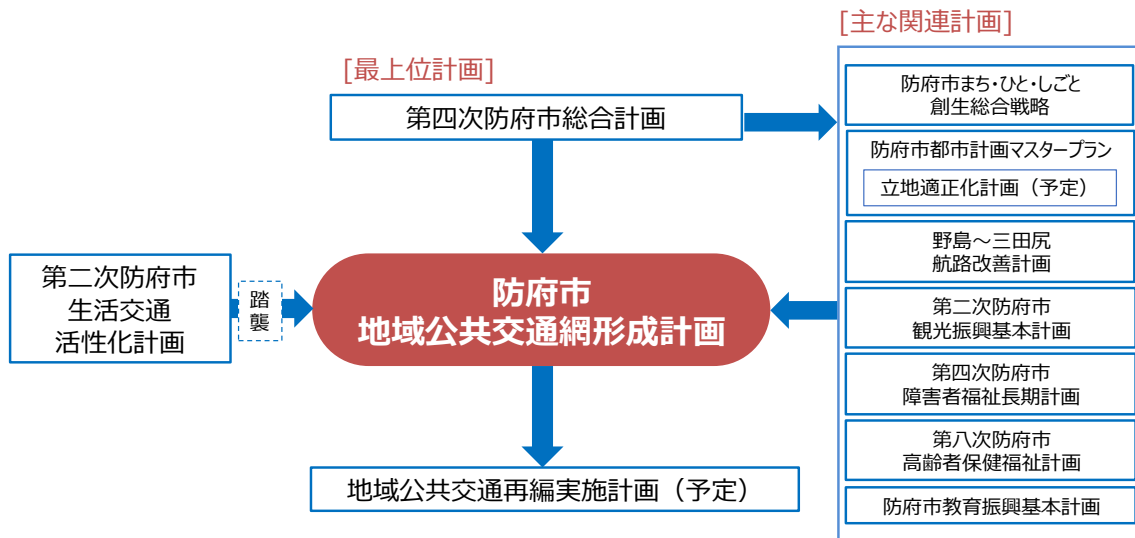
こうした中、交通政策に関する基本理念やその実現に向けた施策、国や地方公共団体の果たすべき役割などを定める「交通政策基本法」が平成 25 年 12 月に施行され、それを受けて平成 26 年 11 月に施行された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律」では、地方公共団体を中心となり、交通事業者や住民と連携し、持続可能な地域公共交通網の形成に取り組むことが明示されました。

また、本市においては、平成 27 年 10 月に「防府市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少社会に対応したコンパクトなまちづくりと連携した公共交通ネットワークの形成を進めていくこととしています。

このような背景を踏まえ、市民、交通事業者、行政等が様々な視点から創意工夫を凝らし、便利で利用しやすく、将来にわたり持続可能な公共交通網の実現を図ることを目的として、「防府市地域公共交通網形成計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

防府市地域公共交通網形成計画は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく法定計画であり、市の最上位計画である「第四次防府市総合計画(平成23年3月策定)」に即し、「第二次防府市生活交通活性化計画(平成26年3月策定)」を踏襲するとともに、関連計画との整合を図るものとします。



3. 計画の区域

本計画は、防府市全域を対象とします。

4. 計画の期間

本計画の計画期間は、平成30年度から平成35年度までの6年間とします。